

議案第 29 号

令和 3 年度狭山市国民健康保険特別会計予算

予算別冊のとおり

令和 3 年 2 月 19 日提出

狭山市長 小谷野 剛

令和３年度狭山市国民健康保険特別会計予算

令和３年度狭山市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１５，８６７，５５６千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、６５０，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条 地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

別表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 2,733,728
	1 国民健康保険税	2,733,728
2 国庫支出金		100
	1 国庫補助金	100
3 県支出金		11,562,440
	1 県補助金	11,562,440
4 財産収入		300
	1 財産運用収入	300
5 繰入金		1,445,046
	1 他会計繰入金	1,139,977
	2 基金繰入金	305,069
6 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
7 諸収入		75,942
	1 延滞金、加算金及び過料	60,005
	2 市預金利子	100
	3 貸付金元利収入	824
	4 雑入	15,013
歳 入 合 計		15,867,556

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 64,577
	1 総務管理費	49,899
	2 徴 税 費	13,712
	3 運営協議会費	142
	4 高額療養費貸付金	500
	5 出産費資金貸付金	324
2 保険給付費		11,445,002
	1 療養諸費	9,956,003
	2 高額療養費	1,440,200
	3 移 送 費	201
	4 出産育児諸費	35,298
	5 葬祭諸費	13,000
	6 傷病手当金諸費	300
3 国民健康保険事業費納付金		4,158,188
	1 医療給付費分	2,750,269
	2 後期高齢者支援金等分	1,002,471
	3 介護納付金分	405,448
4 共同事業拠出金		1
	1 共同事業拠出金	1
5 保健事業費		163,817
	1 保健事業費	163,817
6 基金積立金		300
	1 基金積立金	300
7 公 債 費		1,000
	1 一般公債費	1,000
8 諸支出金		14,671
	1 償還金及び還付加算金	14,670
	2 繰 出 金	1
9 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出	合 計	15,867,556